

## 令和3年度山形県危険な薬物撲滅運動実施要領

### 1 目的

近年、麻薬や覚醒剤のほか、大麻や危険ドラッグの乱用が社会問題となっており、インターネット、SNSを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯検挙人数は増加傾向にあり、特に若年層への広がり懸念されている。本県における薬物の検挙事案は多くないが、覚醒剤や大麻のインターネット、SNS等を介した潜在的な流通や、全国的な大麻乱用者の増加による本県への影響は否定できない。

本運動は、このような情勢の中、違法な薬物の危険性を広く県民に認識してもらうため、県、市町村、関係機関が一丸となり、積極的に啓発を行うことを目的として実施する。

### 2 実施期間

令和3年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間（令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで）にあわせて行うものとする。

### 3 実施主体

山形県健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

なお、市町村、一般社団法人山形県薬剤師会、山形県喫茶飲食生活衛生同業組合、山形県社交飲食業生活衛生同業組合等の協力を得て実施するものとする。

### 4 実施事項

#### (1) 市町村における啓発キャンペーン

- ア 実施期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）までの任意の期間
- イ 実施主体 各市町村薬物乱用対策主管部
- ウ 実施内容

市町村の庁舎内等に、従来より使用している薬物乱用防止に関するのぼり旗を掲示するほか、広報掲載や各種イベント等の機会を捉えて啓発資材の配布を行う。なお、各総合支庁が窓口となり、薬物乱用防止リーフレットの配布及び啓発相談を受ける。

#### (2) 中高年層への啓発キャンペーン

- ア 実施期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで
- イ 実施主体 健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課
- ウ 実施内容

中高年層を対象として、夜間営業の店舗を中心に薬物乱用防止に関するポスター、リーフレット等の啓発資材を設置し、危険な薬物についての正しい知識の習

得を促し、乱用防止を周知する。

エ 協力機関等

山形県喫茶飲食生活衛生同業組合、山形県社交飲食業生活衛生同業組合

### (3) 街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られる状況のため、地域の実情を考慮し開催を行うか検討する。

注) 事業の実施期日は、原則として期間中とするが、協力機関等の体制や実施効果等を勘案して実施期間外に設定することを妨げないものとする。